

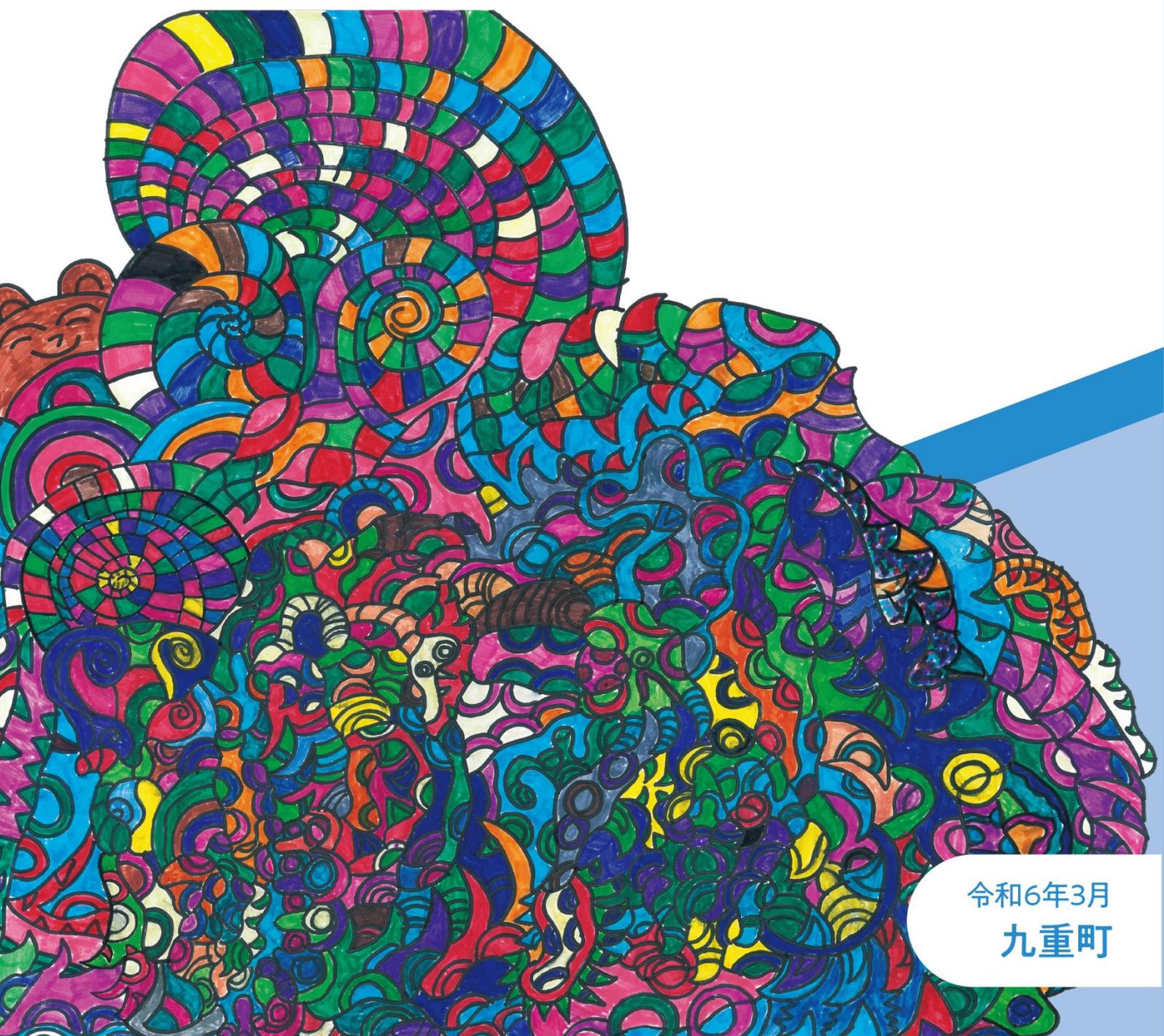


概要版

# 九重町 第7期 障がい福祉計画

## 第3期 障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月  
九重町

## ▼計画策定の趣旨

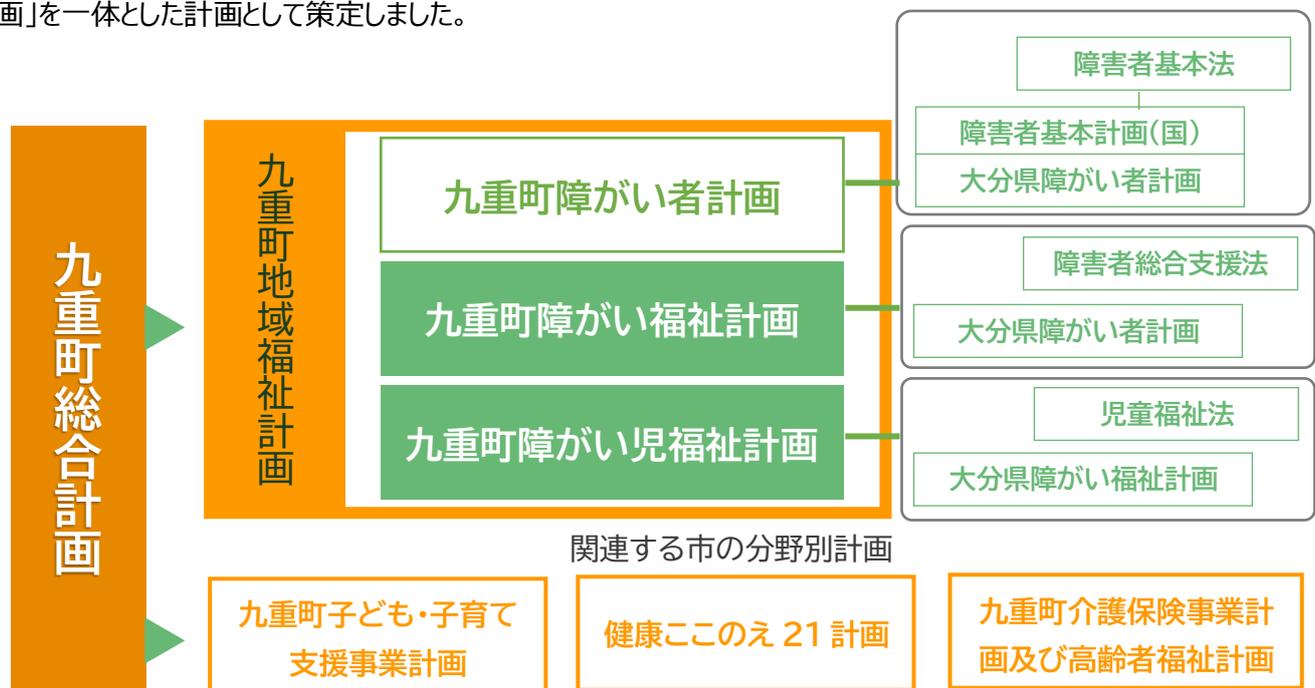
九重町では、令和2年3月に「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、関係機関と連携しながら、様々な障がい福祉事業に取り組んできました。この計画が、令和5年度で終了することから、新たに**九重町第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画**を策定しました。

この計画は、障がいのある人の地域生活を支援するために必要な「障がい福祉サービス」や「相談支援」、「地域生活支援事業」、「障害児通所支援」等の**サービスを計画的に確保することを目的とした計画**です。

## ▼計画の位置づけ

国の基本指針及び大分県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「九重町総合計画」及び「九重町障がい者計画」をはじめ、「九重町地域福祉計画」等の本町における分野別計画との整合性を考慮のうえ策定しました。

また、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体とした計画として策定しました。



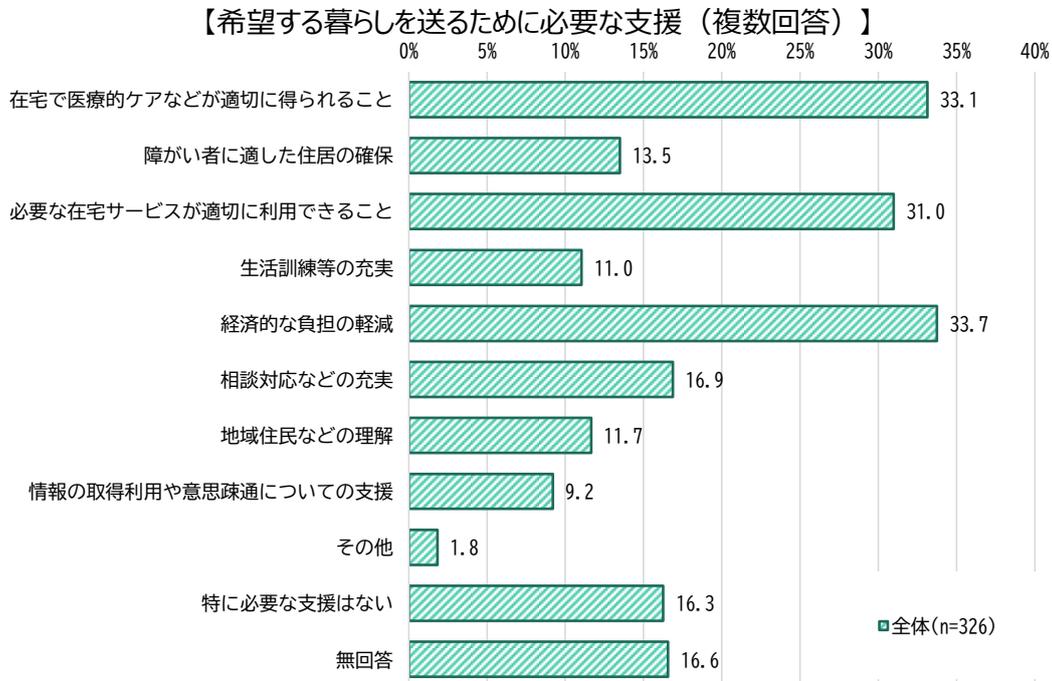
## ▼計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2024）年度まで（3年間）となります。

H30 (2018) 年度	R1 (2019) 年度	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
障がい者計画			障がい者計画					
障がい福祉計画 (第5期)			障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)		
障がい児福祉計画 (第1期)			障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)		

## ▼アンケート調査の実施

障がいのある人が希望する暮らしを送るためには、経済的負担の軽減や在宅でのケアやサービスが受けられる体制の整備が求められています。



## ▼基本理念と基本方針

この計画では、「九重町障がい者計画」に掲げる「**障がい者とその家族が、地域社会の中で、誇りと尊厳を持って生活できる障がい福祉のまちづくり**」という基本理念を共有します。

また、以下の7つの基本方針に基づき、障がいの有無にかかわらず、町民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、共生社会の実現に向け、障がいのある人たちの自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

- (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元化した障がい福祉サービスの実施等
- (3) 課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

## ▼令和8年度の成果目標・活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の成果目標及び活動指標を設定します。目標及び指標の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本町の実情に応じた目標値を設定します。

### 1.福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末の地域生活移行者数	2人 (6%)	令和4年度末の施設入所者数 19人 →
令和8年度末の施設入所者の削減数	1人 (5%)	令和8年度末の施設入所者数 18人

### 2.精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数	12人	12人	12人
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人
精神障がい者の自立生活援助	3人	3人	3人

### 3.地域生活支援の充実

令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	整備済み
地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	2回
コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	1人
強度行動障がい有者への支援体制の整備	支援体制の充実

### 4.福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数		2人	令和3年度実績 1人 1.28倍以上
内 訳	令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績 1人 1.31倍以上
	令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績 0人 1.29倍以上
	令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	0人	令和3年度実績 0人 1.28倍以上

## 5.障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

項目	令和8年度末の整備箇所数	整備形態
① 4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	1 箇所	圏域による設置
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保	1 箇所	圏域による確保
③ 難聴児支援のための体制の確保	1 箇所	圏域による確保
④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	圏域による確保
⑤ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所	圏域による確保
⑥ 医療的ケア児のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置	1 箇所	圏域による設置
⑦ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置数	2 人	圏域による配置

## 6.相談支援体制の充実・強化等

### ① 基幹相談支援センターの設置

【目標値】		
令和8年度末の設置見込み (有・無)	確保形態 (単独又は圏域確保)	令和8年度末の主任相談支援専門員の設置数(人)
—	—	—

※設置方法・時期については今後圏域にて協議・検討を行う。

### ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

【目標値】		
基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化の取組		
令和8年度末の地域の相談支援事業所への訪問による助言指導数	令和8年度末の地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	令和8年度末の個別事例の支援内容の検証の実施回数
—	—	—

### ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

【目標値】					
協議会における地域のサービス基盤の開発・改善					
令和8年度末の協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	令和8年度末の協議会への参加事業所数	令和8年度末の協議会の専門部会の設置	専門部会の設置目標年度	令和8年度末の協議会の専門部会の開催の有無	専門部会の開催目標年度
1回/年	3 箇所	有	R8	有	R8

## 7.障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

項目	令和8年度
サービスの質の向上を図るための体制の構築	有
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加人数	6人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無及び実施回数の見込み	有
	1年2回
指導監査結果の関係市町村との共有	有
	1年1回

## 8.発達障がい者等に対する支援

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障がい者支援地域協議会の開催回数	2回	2回	2回
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	2人
ピアサポートの活動	-	-	-

- ※1 発達障がいのある子どもの家族向けに開発。保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえたほめ方を学んだりすることにより、子供の問題行動を減少させることを目標とするもの。
- ※2 育児に不安がある保護者などを、地域の支援者（保健師、保育士、子育て支援センター職員、通所療育支援事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。地域での普及を図るためより簡易なプログラムとなっている。
- ※3 発達障がいの子どもを育てた経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して話を聞いたり、情報を提供したりする活動を行う人。
- ※4 発達障がいの子を持つ保護者や配偶者、きょうだい同士及び本人同士等が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行います。



## ▼障害福祉サービスの必要量見込み

国の基本指針に即し、本町における過去の利用実績からの伸び、アンケート調査等により見込量を算出しています。

分類	サービス	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス	居宅介護	人/月	13	14	15
		時間/月	104	112	120
	重度訪問介護	人/月	1	1	1
		時間/月	2	2	2
	同行援護	人/月	4	4	4
		時間/月	50	50	50
	行動援護及び重度障害者等包括支援	人/月	3	4	4
		時間/月	60	80	80
日中活動系サービス	生活介護	人/月	31	32	33
		人日/月	600	600	600
	自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人/月	5	6	6
		人日/月	60	70	70
	就労選択支援	人/月	0	0	1
		人日/月	0	0	5
	就労移行支援	人/月	1	1	1
		人日/月	5	5	5
	就労継続支援(A型)	人/月	7	7	7
		人日/月	154	154	154
	就労継続支援(B型)	人/月	38	39	40
		人日/月	600	615	630
就労定着支援	人/月	1	1	2	
療養介護	人/月	3	3	3	
短期入所(ショートステイ)【福祉型】	人/月	2	3	4	
	人日/月	10	15	20	
短期入所(ショートステイ)【医療型】	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	
居住系サービス	自立生活援助	人/月	4	4	5
	共同生活援助(グループホーム)	人/月	22	23	23
	施設入所支援	人/月	20	19	18
相談支援	計画相談支援	人/月	26	27	28
	地域移行支援	人/月	1	1	1
	地域定着支援	人/月	0	1	1
障害児通所支援	児童発達支援	人/月	8	9	9
		人日/月	60	70	70
	放課後等デイサービス	人/月	12	14	16
		人日/月	80	90	100
	保育所等訪問支援	人/月	4	5	5
		人日/月	4	5	5
	医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
		人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	
障害児相談支援		人/月	7	8	9

## ▼地域生活支援事業の必要量見込み

障がいのある人の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

事業	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者等相談支援事業	箇所	3	3	3
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	3	3
手話通訳者の派遣件数	件/年	7	7	7
要約筆記者の派遣件数	件/年	1	1	1
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	3
自立生活支援用具	件/年	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	3	3	4
情報・意思疎通支援用具	件/年	5	6	7
排せつ管理支援用具	件/年	200	200	200
移動支援事業 個別支援型	人	6	7	8
	時間	180	210	240
移動支援事業 通所支援型	人	10	11	12
	時間	1,800	1,980	2,160
地域活動支援センター事業	箇所	1	1	1
	人/月	3	3	3
日中一時支援事業	箇所	1	1	1
	人/月	1	1	1
訪問入浴サービス事業	箇所	1	1	1
	人/月	1	1	1

## ▼相談窓口

相談先	電話番号	備考
地域生活支援センター「はぎの」	0973-78-8882	一般的な障がいに関する相談
すぎのこ村 Bee すけっと	0973-27-6251	一般的な障がいに関する相談
こども相談支援センター「のあ」	0973-72-1023	子どもの障がいに関する相談

九重町役場		
健康福祉課	0973-76-3821	月曜～金曜(祝日を除く) 8:30～17:00
保健福祉センター	0973-76-3838	
子育て支援課	0973-76-3828	
教育振興課	0973-76-3812	

■ 発行年月:令和6年3月

■ 編集:九重町 健康福祉課

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

電話:0973-76-3821(直通)